

渋民振興会会則

(目的)

第1条 この会は、渋民地区内における教育文化並びに産業の振興、生活環境、公共施設等の整備計画を住民参加のもとに推進することにより、地区住民生活の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、渋民振興会（以下、「本会」という。）とする。

(事務所)

第3条 事務所は、一関市大東町渋民字小林25一関市渋民市民センター内に置く。

(事業)

第4条 本会は、目的遂行のため、次の事業を行う。

(1) 地域づくり事業

「産業・振興」、「教育・文化」、「福祉・安全」、「秋まつり実行委員会」の部等（以下「地域づくり部等」という。）を設置し、次の事業に取り組む。

ア 協働のまちづくりの推進に関すること。

イ 保健、福祉、医療、文教施設等の環境整備事業の推進に関すること。

ウ 安全で災害のないまちづくりの推進に関すること。

エ 渋民地区内の各種行事の開催に関すること。

オ その他必要な事項

(2) 市民センター事業

渋民市民センターの指定管理を行い、生涯学習を推進すること。

(構成員)

第5条 渋民地区民及び本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第6条 次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 2名

(3) 理 事 9名（各自治会長、地域づくり部等の長）

(4) 監 事 2名

(5) 顧問は会長が理事会に諮り、若干名を委嘱することができる。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は、会長、副会長とともに、事業を運営推進する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(任期)

第8条 役員、顧問の任期は、いずれも2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。又、欠員により就任した場合は、前任者の残任期間とする。

(担当部署及び職員)

第9条 本会の事業を円滑に処理するため下記担当部署を設置し、職員を置くことができる。

- (1) 振興会事務局
同項第2号及び第3号以外の事務を処理する。
- (2) 地域づくり事務局
第4条第1項第1号事業の事務を処理する。
- (3) 市民センター
第4条第1項第2号事業の事務を処理する。

2 会長は、職員を任免する。

3 本会の事務及び職員に関し必要な事項は別に定める。

(会議)

第10条 会議は、総会および理事会とする。

2 総会は代議員総会とし、次に掲げる団体及び役員等で代議員を構成し会長が招集する。

- (1) 行政区長 5名
- (2) 各自治会会員若干名（1名以上）（但し、自治会長並びに（1）から（17）までの者を除く。）
- (3) 渋民婦人会長
- (4) 渋民老人クラブ連合会長
- (5) 渋民地区福祉活動推進協議会長
- (6) 渋民体育協会会長
- (7) 渋民保育園保護者会代表 2名
- (8) 小学校PTA渋民地区の代表 2名
- (9) 中学校PTA渋民地区の代表 2名
- (10) 民生委員・児童委員

- (11) 東磐井地区交通安全協会渋民分会長
 - (12) 大東芸術文化協会渋民支部長
 - (13) 渋民伊勢神楽保存会長
 - (14) 渋民各地区農家組合長5名
 - (15) JAいわて平泉女性部大東中央支部渋民支部長
 - (16) 芦東山先生顕彰会長
 - (17) 一関市消防団大東地域第3分団第5部長
- 3 総会の議長は、総会において代議員より選任する。
- 4 理事会は会長、副会長、理事、をもって構成し、会長が招集して議長となる。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数以上の賛成で決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
- (1) 毎事業年度の事業計画および予算
 - (2) 毎事業年度の事業報告および収支決算
 - (3) 会則の変更
 - (4) 役員（会長、副会長、監事）の選出
 - (5) 解散
- 7 会長は、やむを得ない事由により総会を開催できないと判断した場合においては、議案を記載した書面を代議員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって総会の決議に代えることができる。

（会計）

第11条 会計は、渋民地区民の会費（各自治会負担）、寄付金、補助金、指定管理料等を持って充てる。

2 会費の額は、総会において決定する。

（会計年度）

第12条 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、初年度は設立日から翌年の3月31日までとする。

（その他）

第13条 この会則の定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は理事会で決定する。

（附則）

この会則は平成24年8月29日から施行する。

この会則は平成27年5月24日から施行する。

この会則は平成29年2月18日から施行する。

この会則は平成30年4月27日から施行する。

この会則は平成31年4月27日から施行する。

この会則は令和5年4月25日から施行する。

この会則は令和6年4月1日から施行する。なお、必要な事務等は施行前に行うことができる。